

平成26年4月1日規程第41号

独立行政法人地域医療機能推進機構におけるコンプライアンス推進規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）のコンプライアンスの推進に必要な事項を定めることにより役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、機構の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保すること、及び業務遂行上の公正さに対する社会の信頼に応えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに機構における各種規程（細則、要領等を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員（任期付職員も含む）、派遣労働者並びに契約先の労働者をいう。

4 この規程において「機構の業務活動」とは、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号。以下「法」という。）第13条第1項各号及び3項に規定する業務の活動をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、機構の全ての役職員等に適用されるものとする。役職員等は、本規程の理念が具体的行動として生かされるよう、不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、機構の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが機構の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、機構の業務活動を発展させることにより、法第3条に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

- 3 役職員等は、職務遂行上、特に関係のある法令等については、日頃よりそれらに関する正確な知識の習得に努めなければならない。

(役職員等の行動規範)

第5条 役職員等は、法令及びその他諸規程等を遵守し、良識を持って誠実に行動する。

(コンプライアンス担当者)

第6条 コンプライアンスを確実に実践するため、本部、地区事務所及び病院に、コンプライアンス担当者を置く。

- 2 コンプライアンス担当者については、本部（北海道四国地区管理部を除く）にあつては総務部総務課長、本部北海道四国地区管理部にあつては地区総務経理課長、各地区事務所にあつては総務経理課長、各病院にあつては事務部総務企画課長（事務部を置かない病院にあつては事務長が指名する者）とする。
- 3 コンプライアンス担当者は、所属する組織におけるコンプライアンス体制の確立を図るとともに、機構の業務活動の公正な遂行の確保、その他コンプライアンスに関する業務を行うものとする。
- 4 総務部長は、機構全体のコンプライアンス推進に関する業務を担当する。

(コンプライアンス推進計画)

第7条 機構におけるコンプライアンスの推進を図るために、総務部長は、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、事業年度ごとにコンプライアンス推進計画を策定する。

(コンプライアンス定着状況のモニタリング)

第8条 総務部長は、機構のコンプライアンス定着状況のモニタリングを行うとともに、必要と判断される場合には各部署に対してコンプライアンスに関する指示を行う。

(法令等の遵守)

- 第9条 役職員等は、機構の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。
- 2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告など機構の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、機構の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、

捏造、改竄、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第10条 役職員等は、機構の業務活動の実施に当たり責任ある行動の実施と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第11条 役職員等は、機構の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(内部通報)

第12条 役職員等は、独立行政法人地域医療機能推進機構内部通報事務手続規程（平成26年規程第42号。以下「内部通報規程」という。）第2条第2項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われるときは、内部通報規程第5条に規定する通報相談窓口に対し、その旨を相談及び通報しなければならない。

(違反の報告)

第13条 監査等によりコンプライアンス違反行為又は違反が疑われる状況が発生した場合は、監査等の責任者はコンプライアンス担当者及び委員会に報告しなければならない。

(コンプライアンス違反の対応)

第14条 コンプライアンス担当者は、第12条の規定により受けた通報、独立行政法人地域医療機能推進機構外部通報事務手続規程（平成27年規程第32号。以下「外部通報規程」という。）第6条の規定により受けた通報及び前条の規定により受けた報告について、コンプライアンス違反行為等の事実関係を調査し、速やかに是正措置が図られよう対応するものとする。

- 2 内部通報の受理、内部通報の報告、調査及び措置、是正措置等の報告については、内部通報規程に定める。
- 3 外部通報の受理、外部通報の報告、調査及び措置、是正措置等の報告については、外部通報規程に定める。
- 4 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス違反行為等及びその事実関

係の調査結果について、本部（北海道四国地区管理部を除く）においては総務部長、本部北海道四国地区管理部においては北海道四国地区管理部長、各地区事務所においては統括部長、各病院においては事務部長又は事務長（以下「総務部長等」という。）に報告しなければならない。

- 5 各病院の事務部長又は事務長は、前項の報告を北海道四国地区管理部長及び各地区事務所の統括部長に報告しなければならない。
- 6 北海道四国地区管理部長及び各地区事務所の統括部長は、第4項の報告及び前項の規定により受けた報告について、総務部長に報告しなければならない。
- 7 総務部長等は、第4項及び前項の報告を受けた場合、当該報告について、本部においては内部統制担当役員、本部北海道四国地区管理部及び各地区事務所においては各地区担当理事、各病院においては病院長に報告しなければならない。
- 8 前項の報告を受けた内部統制担当役員は、事案の重要性に応じ、理事長及び監事に報告するものとする。
- 9 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス違反事実について、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成26年規程第17号）第5条に定める所属長（以下「所属長」という。）に報告を行い、所属長は速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。
- 10 各病院及び各地区事務所、本部北海道四国地区管理部のコンプライアンス担当者は、前項の規定より講じた是正措置等の結果を総務部長に報告しなければならない。
- 11 総務部長は、9項の規定により講じた是正措置等の結果及び前項の規定により受けた報告について、理事長、内部統制担当役員及び監事に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第46号）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。